

奈良県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
常盤繁範	河合町議会議員	主たる事務所の所在地	北葛城郡河合町 大字大輪田 2 0 3 2	北葛城郡河合町 大字大輪田 2 0 7	令和 5 年 1 1 月 1 日
山下真	奈良県知事	公職の種類	奈良県知事	奈良市長	令和 5 年 5 月 3 日